

第十二回国会 衆議院 大蔵委員會議録 第二十一号

昭和二十六年十一月二十日(火曜日) 午前十一時二十一分開議

出席委員

- 委員長 夏堀源三郎君
- 理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君
- 理事 西村 直己君 理事 内藤 友明君
- 淺香 忠雄君 有田 二郎君
- 川野 芳滿君 佐久間 徹君
- 島村 一郎君 高間 松吉君
- 苦米地英俊君 永井 要造君
- 三宅 則義君 宮崎 靖君
- 宮原幸三郎君 松尾トシ子君
- 高田 富之君 深澤 義守君
- 中野 四郎君

出席政府委員

- 特別調達庁長官 根道 広吉君
- 総務府事務官 (特別調達庁管理部長) 長岡 伊八君
- 外務事務官 (連絡局長) 伊関佑二郎君
- 大蔵事務官(主計局給與課長) 岸本 晋君
- 大蔵事務官 (理財局長) 石田 正君

委員外の出席者

- 外務事務官(連絡局地方課長) 田中 弘人君
- 大蔵事務官(理財局外債課長) 上田 克郎君
- 大蔵事務官(大蔵事務官(管財局総務課長)) 小林 英二君
- 専門員 椎木 文也君
- 専門員 黒田 久太君

十一月十九日

委員岡良一君辞任につき、その補欠として松尾トシ子君が議長の指名で

委員に選任された。 同月二十日

委員大上君及び清水逸平君辞任につき、その補欠として永井要造君及び宮原幸三郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

旧外債債処理法による借換外債債の証券の一部の有効化等に関する法律案(内閣提出第四七号)

昭和二十六年度における給與の改訂に伴う國家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第四八号)

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の改定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第四九号)

未復員者給與法等の一部を改正する法律案(參議院提出、參法第二号) 請願

- 一 重要文化財保存のための寄附金に対する免稅の請願(世耕弘一君外四名紹介)(第二二号)
- 二 戰災復興土地區画整理に伴う清算金及び用却補償金に対する免稅の請願(上林山榮吉君紹介)(第二三号)
- 三 粗製しよ糖及びしよ糖原油收納価格引上げに関する請願(井上知治君紹介)(第二四号)
- 四 たばこ小売人の利益率引上げに関する請願(遠藤三郎君紹介)(第二四号)

五 同(平野三郎君紹介)(第二五号)

六 同(田嶋好文君紹介)(第二六号)

七 同(宮崎靖君紹介)(第二七号)

八 同(岡村利右衛門君紹介)(第二八号)

九 同外二件(西村直己君紹介)(第二九号)

一〇 同外四件(江崎真澄君外二名紹介)(第三〇号)

一一 同外二件(江崎真澄君紹介)(第三一号)

一二 同外十七件(辻寛一君紹介)(第三二号)

一三 同(淺香忠雄君紹介)(第三八号)

一四 葉たばこ收納価格引上げに関する請願(岩川與助君紹介)(第三五号)

一五 石川町に松川葉たばこ試験場設置の請願(圓谷光衛君紹介)(第三六号)

一六 勤勞所得に対する所得稅輕減に関する請願(池見茂隆君紹介)(第三七号)

一七 調整金附送金小切手の処理に関する請願(田中不破三君紹介)(第三八号)

一八 水あめ、ぶどう糖に対する物品稅撤廢の請願(小平忠君紹介)(第三九号)

一九 革製手袋に対する物品稅の免稅点設定に関する請願(天野公義君紹介)(第一五二号)

二〇 金庫等に対する物品稅撤廢の請願(三宅則義君紹介)(第一五三号)

二一 水あめ、ぶどう糖に対する物品稅撤廢の請願(本多市郎君紹介)(第一五四号)

二二 人形及び玩具等に対する物品稅撤廢の請願(西村直己君紹介)(第一五五号)

二三 照明器具に対する物品稅撤廢の請願(天野公義君紹介)(第一五六号)

二四 公務員の新退職給與制度確立に関する請願(石田一松君紹介)(第一五七号)

二五 同(河野金昇君紹介)(第一五八号)

二六 同(並木芳雄君紹介)(第一五九号)

二七 同(船越弘君外九名紹介)(第一六〇号)

二八 退職金に対する所得稅免除の請願(辻寛一君紹介)(第一六一号)

二九 未復員者給與法の適用患者に対する療養期間延長に関する請願外三件(刈田アサノ君紹介)(第一六二号)

三〇 同(福田昌子君紹介)(第一六三号)

三一 特別未掃還者給與法等廢止反対に関する請願(福田昌子君紹介)(第一六四号)

三二 たばこ小売人の利益率引上げに関する請願外二件(岡田五郎君紹介)(第一六五号)

三三 同(福田昌子君紹介)(第一六六号)

三四 陶磁器製品に対する物品稅撤廢の請願(早稻田柳右エ門君紹介)(第一六七号)

三五 公務員の新退職給與制度確立に関する請願(水谷昇君紹介)(第一六八号)

三六 未復員者給與法の一部改正に関する請願(石原登君紹介)(第一六七号)

三七 未復員者給與法の適用患者に対する療養期間延長に関する請願(宮崎靖君紹介)(第二八八号)

三八 補助貨幣に蜜ばちの圖案採用に関する請願(水野彦治郎君紹介)(第二八九号)

三九 水あめ、ぶどう糖に対する物品稅撤廢の請願(池見茂隆君紹介)(第二九〇号)

四〇 同(椎熊三郎君紹介)(第二九一号)

四一 たばこ小売人の利益率引上げに関する請願外一件(橋本登美三郎君紹介)(第二九二号)

四二 同外三件(辻寛一君紹介)(第二九三号)

四三 同(水谷昇君紹介)(第二九四号)

四四 同(江崎真澄君紹介)(第二九五号)

四五 同(塩田實四郎君紹介)(第

- 二九六号
- 四六 同(早稻田柳右エ門君外二名紹介)(第二九七号)
- 四七 同外三十二件(早稻田柳右エ門君紹介)(第二九八号)
- 四八 同(青木孝義君紹介)(第二九九号)
- 四九 旧陸軍共済組合員に年金交付に關する請願(松永佛骨君紹介)(第三〇五号)
- 五〇 台湾における外地資産補償に關する請願(坂口主税君外一名紹介)(第三四六号)
- 五一 豊平町地内旧陸軍用地を無償拂下げの請願(河口陽一君紹介)(第三四七号)
- 五二 冷蔵庫に対する物品税撤廃の請願(三宅則義君紹介)(第三四八号)
- 五三 終戦後外地における被接収船舶の國內補償に關する請願(岡田五郎君紹介)(第四一八号)
- 五四 在外公館等借入金返済実施に伴う現地通貨の換算率に關する請願(塚田十一郎君紹介)(第四一九号)
- 五五 同外二件(若林義孝君紹介)(第四二〇号)
- 五六 未復員者給與法の適用患者に対する療養期間延長に關する請願(花村四郎君紹介)(第四二一号)
- 五七 同(池見茂隆君紹介)(第四二二号)
- 五八 同外二件(刈田アサノ君紹介)(第四二三号)
- 五九 同外十三件(島山鶴吉君紹介)(第四二五号)
- 六〇 未復員者給與法の一部改正

- に關する請願(眞鍋勝君紹介)(第四二六号)
- 六一 同(金子與重郎君紹介)(第四二七号)
- 六二 陶磁器製タイルに対する物品税撤廃の請願(塩田賢四郎君紹介)(第四二八号)
- 六三 鏡に対する物品税撤廃の請願外一件(高橋英吉君紹介)(第四二九号)
- 六四 たばこ小売人の利益率引上げに關する請願(吉田吉太郎君紹介)(第四三〇号)
- 六五 旧陸軍共済組合員に年金交付に關する請願(辻寛一君紹介)(第四四一号)
- 六六 未復員者給與法の一部改正に關する請願(田中不破三君紹介)(第四五〇号)
- 六七 同(庄司十郎君紹介)(第四五〇号)
- 六八 未復員者給與法の一部改正等に關する請願(庄司一郎君紹介)(第四五〇号)
- 六九 在外公館等借入金返済実施に伴う現地通貨の換算率に關する請願(若林義孝君紹介)(第四五〇号)
- 七〇 在外資産の補償に關する請願(大森玉木君紹介)(第四五〇号)
- 七一 たばこ小売人の利益率引上げに關する請願(山口喜久一郎君紹介)(第四五〇号)
- 七二 同(河原伊三郎君紹介)(第四五二号)
- 七三 同(小西寅松君紹介)(第四五三号)
- 七四 同(松永佛骨君紹介)(第四五

- 四四号)
- 七五 同(淺香忠雄君紹介)(第五四五号)
- 七六 同外二件(中野武雄君紹介)(第五四六号)
- 七七 同外四件(東井三代次君紹介)(第五四七号)
- 七八 同(田中萬逸君紹介)(第五四八号)
- 七九 同(堀川泰平君紹介)(第五四九号)
- 八〇 同外一件(前尾繁三郎君紹介)(第五五〇号)
- 八一 同(有田二郎君紹介)(第五五一号)
- 八二 同(川西清君紹介)(第五五二号)
- 八三 同(前田種男君紹介)(第五五三号)
- 八四 同(田中健之進君紹介)(第五五四号)
- 八五 同(松澤兼人君紹介)(第五五五号)
- 八六 同(青田均君紹介)(第五五六号)
- 八七 同(早川崇君紹介)(第五五七号)
- 八八 同(木下榮君紹介)(第五五八号)
- 八九 同(世耕弘一君紹介)(第五五九号)
- 九〇 未復員者給與法の適用患者に対する療養期間延長に關する請願(川本末治君紹介)(第五六〇号)
- 九一 同(佐藤親弘君紹介)(第五六一号)
- 九二 同(青柳一郎君紹介)(第五六二号)

- 九三 同(遠藤三郎君紹介)(第五八八号)
- 九四 熊本国税局存続の請願(川野芳滿君紹介)(第五六三三三三)
- 九五 漆器に対する物品税撤廃の請願(飯塚定輔君紹介)(第五六四号)
- 九六 旧軍港市轉換法による轉換地域の再接收反対に關する請願(宮原幸三郎君外五名紹介)(第五六五号)
- 九七 原稿料等の源泉徴収率引下げの請願(有田二郎君紹介)(第五六六号)
- 九八 未復員者給與法の適用患者に対する療養期間延長に關する請願(丸山直友君紹介)(第五九三三三)
- 九九 同(刈田アサノ君外一名紹介)(第五九四号)
- 一〇〇 同(佐藤親弘君紹介)(第六二九号)
- 一〇一 公務員の新退職給與制度確立に關する請願(長野長廣君紹介)(第五九五五号)
- 一〇二 同(小松勇次君紹介)(第六二四号)
- 一〇三 水あめ、ぶどう糖に対する物品税撤廃の請願(中馬辰猪君外一名紹介)(第六二五号)
- 一〇四 同(川端佳夫君紹介)(第六二六号)
- 一〇五 たばこ小売人の利益率引上げに關する請願(大石ヨシエ君紹介)(第六二七号)
- 一〇六 北陸財務局廃止反対の請願外一件(南好雄君紹介)(第六二八号)
- 一〇七 在外資産の補償等に關す

- る請願(三木武雄君紹介)(第六七九号)
- 一〇八 未復員者給與法の適用患者に対する療養期間延長に關する請願(高橋等君紹介)(第七〇二号)
- 一〇九 在外公館等借入金返済実施に伴う現地通貨の換算率に關する請願外一件(若林義孝君紹介)(第七〇四号)
- 一一〇 家具に対する物品税撤廃の請願(北澤直吉君紹介)(第七三六号)
- 一一一 医療法人の医療施設に対する所得税免除の請願外一件(川野芳滿君紹介)(第七三七七号)
- 一一二 ふん尿輸送用ガソリン税免除に關する請願(山村新治郎君外一名紹介)(第七三八号)
- 一一三 水あめ、ぶどう糖に対する物品税撤廃の請願(福田昌子君紹介)(第七八五号)
- 一一四 たばこ小売人の利益率引上げに關する請願(大上司君紹介)(第七八六号)
- 一一五 旧陸軍共済組合員に年金交付に關する請願(竹尾式君紹介)(第七九二号)
- 一一六 吳市平和産業港灣都市建設総合計画に關する請願(宮原幸三郎君紹介)(第八二〇号)
- 一一七 在外公館等借入金返済実施に伴う現地通貨の換算率に關する請願(菊地義郎君紹介)(第八三一号)
- 一一八 水あめに対する物品税撤廃の請願(寺島隆太郎君紹介)(第八八一号)
- 一一九 未復員者給與法の一部改

正に関する請願(荻田アサノ君
外一名紹介)(第八八二号)
一一〇 公務員の新退職給與制度
確立に関する請願(高橋權六君
紹介)(第八八三号)
一一一 国税減免に関する請願
(石原登吾紹介)(第九三七号)
一一二 公務員の新退職給與制度
確立に関する請願(三池信君外
二名紹介)(第九九四号)
一一三 旧陸軍共済組合員に年金
交付に関する請願外二件(有田
二郎君紹介)(第一〇三九号)
一一四 同(千葉三郎君紹介)(第
一〇四〇号)
一一五 公務員の新退職給與制度
確立に関する請願(松野頼三君
外二名紹介)(第一〇四一号)
一一六 林業税制改正に関する請
願(足立篤郎君紹介)(第一〇五
〇号)
一一七 ガス器具に対する物品税
撤廃の請願(天野公義君紹介)
(第一〇六三三号)
一一八 一般用工業塩拂下げ価格
引下げに関する請願(宮崎靖君
紹介)(第一〇六四号)
一一九 果実エッセンスに対する
物品税撤廃の請願(大石ヨシエ
君紹介)(第一〇六五号)
一二〇 寒冷地手当及び石炭手当
に対する所得税免除の請願(稻
村順三君外一名紹介)(第一〇六
六号)
一二一 旧日章飛行場跡保留地開
放に関する請願(長野長廣君紹
介)(第一〇六七号)
一二二 終戦後外地における被接
収船舶の国内補償に関する請願

(倉石忠雄君紹介)(第一一〇九
号)
一二三 揮発油税軽減に関する請
願(小淵光平君紹介)(第一一
二二二号)
一二四 同(長野長廣君紹介)(第
一一一三三号)
一二五 同(内藤隆君紹介)(第
一一一四号)
一二六 未復員者給與法の適用患
者に対する療養期間延長に關す
る請願(荻田アサノ君紹介)(第
一一一五号)
一二七 揮発油税軽減に関する請
願(土倉宗明君紹介)(第一一四
九号)
一二八 同(福田喜東君紹介)(第
一一五〇号)
一二九 同(飯塚定輔君紹介)(第
一一五一号)
一三〇 同(内藤友明君紹介)(第
一一五二号)
一三一 同(大西正男君紹介)(第
一一〇一〇号)
一三二 同(小林運実君紹介)(第
一一〇二〇号)
一三三 同(佐伯宗義君紹介)(第
一一〇三〇号)
一三四 同(島山重勇君紹介)(第
一一〇四〇号)
一三五 同(松野頼三君紹介)(第
一一〇五〇号)
一三六 同(佐瀬昌三君紹介)(第
一一〇六〇号)
一三七 同(中垣國男君紹介)(第
一一〇七〇号)
一三八 同(土倉宗明君紹介)(第
一一〇八〇号)
一三九 水あめ、ぶどう糖に対す

る物品税撤廃の請願(早稻田柳
右エ門君紹介)(第一一八九号)
一四〇 同(山口武秀君紹介)(第
一二五二二号)
一四一 未復員者給與法の適用患
者に対する療養期間延長に關す
る請願(林百郎君外五名紹介)
(第一一九一〇号)
一四二 果実エッセンスに対する
物品税撤廃の請願(上林與市郎
君紹介)(第一一九二二号)
一四三 旧陸軍共済組合員に年金
交付に関する請願(竹尾弼君紹
介)(第一二四九号)
一四四 濁酒製造防止対策確立に
關する請願(菅家喜六君紹介)
(第一二八二二号)
一四五 揮発油税軽減に関する請
願(小淵光平君紹介)(第一二八
三三〇号)
一四六 同(田嶋好文君紹介)(第
一二八四四号)
一四七 同(松木弘君紹介)(第
一二八五五号)
一四八 同(北川定務君紹介)(第
一二八六六号)
一四九 同(野原正勝君紹介)(第
一二八七七号)
一五〇 同(野原正勝君紹介)(第
一二八八八号)
一五一 同(野原正勝君紹介)(第
一二八九九号)
一五二 同(野原正勝君紹介)(第
一二九一〇号)
一五三 同(野原正勝君紹介)(第
一二九二一号)
一五四 同(野原正勝君紹介)(第
一二九三二号)
一五五 同(野原正勝君紹介)(第
一二九四三号)
一五六 同(野原正勝君紹介)(第
一二九五四号)
一五七 同(野原正勝君紹介)(第
一二九六五号)
一五八 同(野原正勝君紹介)(第
一二九七六号)
一五九 同(野原正勝君紹介)(第
一二九八七号)
一六〇 同(野原正勝君紹介)(第
一二九九八号)
一六一 同(野原正勝君紹介)(第
一三〇〇九号)
一六二 同(野原正勝君紹介)(第
一三〇二〇号)
一六三 同(野原正勝君紹介)(第
一三〇三一〇号)
一六四 同(野原正勝君紹介)(第
一三〇四一〇号)
一六五 同(野原正勝君紹介)(第
一三〇五二〇号)
一六六 同(野原正勝君紹介)(第
一三〇六三〇号)
一六七 同(野原正勝君紹介)(第
一三〇七四〇号)
一六八 同(野原正勝君紹介)(第
一三〇八五〇号)
一六九 同(野原正勝君紹介)(第
一三〇九六〇号)
一七〇 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇七〇号)
一七一 同(野原正勝君紹介)(第
一三一一八〇号)
一七二 同(野原正勝君紹介)(第
一三一二九〇号)
一七三 同(野原正勝君紹介)(第
一三一四〇〇号)
一七四 同(野原正勝君紹介)(第
一三一五一〇号)
一七五 同(野原正勝君紹介)(第
一三一六二〇号)
一七六 同(野原正勝君紹介)(第
一三一七三〇号)
一七七 同(野原正勝君紹介)(第
一三一八四〇号)
一七八 同(野原正勝君紹介)(第
一三一九五〇号)
一七九 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇六〇号)
一八〇 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇七〇号)
一八一 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇八〇号)
一八二 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇九〇号)
一八三 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇一〇号)
一八四 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇二〇号)
一八五 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇三〇号)
一八六 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇四〇号)
一八七 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇五〇号)
一八八 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇六〇号)
一八九 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇七〇号)
一九〇 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇八〇号)
一九一 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇九〇号)
一九二 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇一〇号)
一九三 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇二〇号)
一九四 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇三〇号)
一九五 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇四〇号)
一九六 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇五〇号)
一九七 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇六〇号)
一九八 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇七〇号)
一九九 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇八〇号)
二〇〇 同(野原正勝君紹介)(第
一三一〇九〇号)

一六四 運動用品に対する物品税
の免税点設定に関する請願(高
間松吉君紹介)(第一二八七号)
一六五 煙火類に対する物品税撤
廃の請願(高間松吉君紹介)(第
一二八八号)
一六六 電気冷蔵庫に対する物品
税の課税範囲改訂に関する請願
(前田榮之助君紹介)(第一三六
四号)
一六七 国民金融公庫法の一部改
正に関する請願(千葉三郎君外
三名紹介)(第一三六五号)
一六八 社会保険診療収入課税輕
減に関する請願(大石武一君紹
介)(第一三六六号)
一六九 水あめ、ぶどう糖に対す
る物品税撤廃の請願(山手瀧男
君紹介)(第一四二二二号)
一七〇 關稅定率法の一部改正に
關する請願(小金義照男君紹介)
(第一四三〇〇号)
一七一 未復員者給與法の適用患
者に対する療養期間延長等に關
する請願(佐々木三三君紹介)
(第一四四〇〇号)
一七二 在外資産の補償に関する
請願(坂本泰良君紹介)(第一四
四一〇号)

陳情書
一 所得税總所得額の公正決定に
關する陳情書(長崎県村議會議
議長長岩水藤樹)(第五号)
二 着色め、綿め、のり並びに
その製品に対する物品税率変更
の陳情書(甲府市山梨農商工會
議所会頭海沼榮祐)(第七号)
三 在外公館貸付金の評価等に關
する陳情書(東京都文京区高田
老松町十七番地在外公館貸付金
返還促進連合会中村猪之助)(第
一〇号)
四 旧軍港市転換法適用範圍に關
する陳情書(吳市長鈴木術外一
名)(第一二二二号)
五 消防費用に対する寄付金、負
担金の課税免除の陳情書(石川
県知事柴野和喜夫外一名)(第二
四号)
六 水銀の關稅撤廃に關する陳情
書(東京都千代田区丸の内三丁
目十四番地東京商工會議所会頭
藤山愛一郎)(第三六号)
七 輸入円滑化に關する陳情書
(大阪市北区堂島西町一番地関
西經濟同友会中川路貞治外一
名)(第四一〇号)
八 輸入物資引取資金に關する陳
情書(大阪市北区堂島西町一番
地關西經濟同友会中川路貞治外
一名)(第四二二号)
九 同(大阪市北区堂島西町一番
地關西經濟連合会會長中橋武一)
(第四六六号)
一〇 同(東京都千代田区丸の内
一丁目二番地經濟團體連合會會長
石川一郎)(第四七七号)
一一 家具に対する物品税撤廃に
關する陳情書(姫路市宮西町四
丁目神崎組工作所渡辺行雄外二
十一名)(第六六号)
一二 織物消費税、物品税等撤廃
に伴う損失補償に關する陳情書
(神戸市生田区北長狭通兵庫庫
衣料品商業協同組合連合會理事
長森本清一郎)(第七四号)
一三 未復員者給與法の適用患者
に対する療養期間延長に關する

陳情書外六件(群馬県国立療養所長壽園加藤勝矢外二千五百三十七名)(第九九号)

一四 医師に対する課税に関する陳情書(水戸市鳥見町茨城眞医師連盟委員長志村国作)(第一六五号)

一五 税制改正に関する陳情書(東京都千代田区九の内三丁目十四番地日本商工会議所会頭藤山愛一郎)(第一六七号)

一六 揮発油税を目的税として道路改良の財源に充当することに關する陳情書(愛知県議會議長田辺秀世)(第一八九号)

一七 退職金の課税免除に関する陳情書(西條市議會議長大西幸輔)(第一九三号)

一八 漁業証券の課税全額免除に関する陳情書外八件(宮崎県漁業補償委員会日高保三郎外十九名)(第二一六号)

一九 国有財産法並びに旧軍用財産の貸付及び譲與の特例に関する法律等改正の陳情書(宮城県知事佐々木家壽治外七名)(第二三九号)

二〇 たばこ小売販売利益率引上げに関する陳情書(仙台市東三番丁四十五の一東北たばこ販売協組連合会長島貫惠道外十名)(第二四六号)

二一 税制改革に関する陳情書(三重県議會議長浜田正平)(第二五〇号)

二二 法人税引上げ案撤回に関する陳情書(東京都中央区日本橋横山町七番地美通商工新人会平尾登之輔)(第二六七号)

二三 公共事業実施に伴う土地買収代金に對し所得税免除に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村会長白鳥義三郎)(第二九八号)

二四 林業税制改正に関する陳情書(金沢市兼六公園内石川原森林組合連合会会長傳清作外一名)(第三四四号)

二五 証券取引法改正に関する陳情書(東京都千代田区九の内三丁目十四番地東京商工会議所会頭藤山愛一郎)(第三一六号)

二六 松山港開港指定に関する陳情書(松山市市長黒田政一)(第三六九号)

二七 未復員者給與法の適用患者に對する療養期間延長に関する陳情書外三件(柏崎市国立新潟療養所患者自治会新療養会長半間博次外二十八名)(第三七七号)

二八 林業税制改革に関する陳情書(金沢市石川県造林振興協力会長大森玉木外一名)(第三七八号)

二九 株式の譲渡所得に對する課税廃止に関する陳情書(日本証券業協会連合会長遠山元一外二名)(第四〇四号)

三〇 外資導入に関する陳情書(東京都千代田区九の内三丁目十四番地東京商工会議所会頭藤山愛一郎)(第四一〇号)

三一 漁業協同組合に對する課税緩和の陳情書(長崎県漁業協同組合連合会長丸亀秀雄外一名)(第四二二号)

三二 揮発油税を目的税として道路改良の財源に充当することに關する陳情書(東京都港区芝海岸通り日本道路協會会長岩沢忠恭)(第四二七号)

三三 同(兵庫縣議會議長細見達藏外七名)(第四二八号)

三四 金庫、手提金庫に對する物品税廃止に関する陳情書(東京都中央区西八丁堀二丁目五番地全国金庫業連合協會議長佐川篤飯次外一名)(第四八六号)

三五 海外抑留者留守家族接護のため未復員者給與法改正等に関する陳情書(海外抑留同胞救出国民運動九州プロツク会長崎原本部会長岡本直行)(第四九五号)

三六 勤勞所得者に對する所得税軽減に関する陳情書(小倉市議會議長平岩広治)(第五〇〇号)

三七 在外資産補償に関する陳情書(三重県阿山郡柘植町二千二百四十九番地松山哲雄)(第五〇二号)

三八 林業税制改正に関する陳情書(石川県石川郡白峯村桑島森林組合長山口新十郎)(第五〇五号)

三九 酒、たばこの還付税制度に関する陳情書(兵庫縣議會議長細見達藏外七名)(第五一一号)

四〇 家具に對する物品税廃止に関する陳情書(飯田市飯田下伊那家具協力会小野寺卯太郎外一名)(第五三四号)

四一 在外公館等借入金返還に関する陳情書(東京都目黒区上目黒一丁目二百二十八番地高岡謙吉)(第五四二号)

四二 在外公館等借入金返済に關する現地通貨換算率に関する陳情書(外務省關東局残務整理事務所内藤谷仙次郎外六名)(第五四三三号)

四三 同(東京都千代田区麴町六丁目三番地全国大連會連合代表山田浩通外二名)(第五四四号)

四四 同(大阪府南区饗谷東之町三十七番地福田和三外十五名)(第五四五号)

四五 在外公館等借入金金の緊急措置に関する陳情書(四国在外公館等借入金緊急措置促進連合會長川野嘉平)(第五四六号)

四六 在外公館等借入金換算率及び支拂限度に関する陳情書(吳市華北済南引揚者歴山會長酒井紀一)(第五四七号)

四七 引揚者の外地よりの送金拂渡促進に関する陳情書(山口県阿武郡彌富村下三千三百九十五番地藤村與重)(第五四八号)

四八 未復員者給與法の適用患者に對する療養期間延長に関する陳情書外四件(島根県浜田市国立浜田病院患者相互會委員長山下勇外三百九十九名)(第五四九号)

四九 同(国立姫路病院未復員患者代表田村庫之助外二十八名)(第五五〇号)

五〇 在外公館等借入金換算率及び支拂限度に関する陳情書外一件(東京都世田谷区玉川奥沢町三丁目千九百五十五番地酒寄亮五郎外五名)(第六三六号)

五一 水あめ等物品税撤廃に関する陳情書外三件(東京都千代田区丸の内三丁目十四番地東京商工会議所会頭藤山愛一郎外十七名)(第六三七号)

五二 揮発油税を目的税として道路改良の財源に充当することに關する陳情書(東京都議會議長菊池民一)(第六三八号)

五三 公務員の退職給與金に對する課税免除の陳情書(東京都議會議長菊池民一)(第六三九号)

五四 南九州財務局管内財務部廳止反對の陳情書(鹿児島県町村會長曾木隆輝)(第六四〇号)

五五 たばこ小売販売利益率引上げに関する陳情書(仙台市東三番丁四十五番地東北たばこ販売協同組合連合会会長島貫惠道)(第六四一号)

五六 支出官事務規程改正に関する陳情書外一件(東京都千代田区大手町二丁目八番地全国組合金融協會會長米倉龍也外一名)(第六四二号)

五七 退職金の課税免除に関する陳情書(名古屋市長横井恒治郎)(第七四九号)

五八 漁業証券の課税全額免除に関する陳情書(東京都議會議長菊池民一)(第七五〇号)

五九 未復員者給與法の適用患者に對する療養期間延長に関する陳情書外三件(国立福岡病院患者代表前田博光外四百八名)(第七五一号)

六〇 たばこ小売業確立に関する陳情書(名古屋東たばこ販売協同組合理事長小川銚一)(第七五二号)

六一 法人税分納納付に関する陳

情書(日本繊維協議会会長阿部孝次郎外十一名)(第七五三三号)

六二 在外公館等借入金返済に関する現地通貨換算率に関する陳情書外三件(岡山市大供厚生町岡山大会会長長彭城外五十六名)(第七五四号)

六三 株式配当金等支拂調書提出限度額引上げに関する陳情書(東京都千代田区丸の内三丁目十四番地東京商工会議所会頭藤山愛一郎)(第七五六号)

六四 北陸財務局存続に関する陳情書外一件(金沢市長井村重雄外一名)(第七五七号)

六五 南九州財務局管内財務部停止反対の陳情書外二件(宮城県西諸郡町村議会議長会会長長井虎三外六名)(第七五八号)

六六 退職金の課税免除に関する陳情書(八幡市八幡製鉄所年功会会長橋田久太郎)(第七六〇号)

六七 旧軍用土地並びに建造物の無償拂下げに関する陳情書(徳山市長池清外二十二名)(第七六一号)

六八 濁酒密造防止対策に関する陳情書(会津若松市上大和町七番地新城猪之吉)(第七六二号)

六九 未復員者給與法の適用患者に対する療養期間延長に関する陳情書(国立岐阜療養所患者代表大野賢太郎外六百五十六名)(第七六八号)

○夏堀委員長 これより会議を開きます。旧外貨債処理法による借換外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律案を議題として、質疑に入ります。○高田(電)委員 ここに配られた資料では、ちよつと判明しない点があるのですが、まずお伺いしたいことは、これによつて処理される、すでに期限到来分の元本並びに利子、それから今後予定される期限未到来分のそれらの総額、これをちよつと御発表願いたいと思ひます。

○石田政府委員 今回の法律案におきましては、いろいろ條項がわかれておりますが、結局元の証券を今回有効といたします。これはもちろんどの程度まで、大蔵大臣が指定するかどうかという点によつて、かわつて来るかと思ひますが、大蔵大臣が指定しないかという判断の対象となります。この元本額、これは英貨、米貨、仏貨がございまして、これをドルに換算いたしました。元本額は大体千四百一十萬ドルに相なるかと存じております。それからまた証券についておりますところの利子の分は、六百九十三萬九千九百九十九ドルと存じております。それから利子の分とを合算すれば、千八百三十四萬九千九百九十九ドルと相なるかと考へておる次第でございます。なお元本証券はそのまま生きておりました、利札だけを無効としたものにつきまして、その利札が有効となる金額をドルに換算いたしました。千八百五十二萬七千九百九十九ドルと相なるかと、かように考へておる次第でございます。

○高田(電)委員 これの外債の処理の仕方について、今後所有主の所属する国との間の折衝等によつて、新たにこれを返済するのではなく、新しい債券に借りかえ、書きかえというふうな方法は講ぜられる見通しでありますか。○石田政府委員 今度有効となりますものと、それから従来有効とございましたものと一括いたしました。外債処理の対象に相なるかと存するのであります。その場合におきまして、借りかえという方法を行ふか、その他の方法によりますか、これらの点はいろいろ考へ方がございまして、まだどういふふうになるかということにつきましては、ここで確定的に申し上げかねるような事情になつております。

○深澤委員 ただいまの外債の内訳であります。その中には地方債、社債等もあるように承つておりますが、その内訳はどういう状態でありませうか。○石田政府委員 先ほど申し上げました数字を基礎にいたしまして、そうして結局今度の法律案におきましては、そういう有効にされたもの元利拂いを政府が承継するわけでありませう。従つて地方債、社債は政府の引継ぎということに相なるかと思ひます。その数字は、やはりこれも二つにわけて申し上げた方がよろしいかと思ひます。元本と利札とを合算して承継するものは、地方債及び社債を合算して、米ドルで換算いたしました。二百八十二萬四千九百九十九ドルと相なるかと存じております。それから利札だけを承継いたします分が七百四十四萬六千九百九十九ドルと相なるかと存じております。もちろんこれら先ほど申し上げましたように、対象となる数字でございます。大蔵大臣の指定いかんによりましては、この範囲内におきまして数字がかわつて来るものと存じております。

○深澤委員 どうも法案の審議が抽象的になつてしまふのですが、社債といへばどういふ会社の社債なのか、地方債といへばどういふものかという、その具体的な資料が、この前のときにも具体的な資料を提出願うように話してあつたのですが、どうもそういう漠然としたことでは、つまり平和回復後の処理の問題がまことに抽象的で、われわれには明確にならないわけですが、そういう具体的な資料をひとつ御提出願うか、それとも御説明願えるならば、御説明願いたいと思ひます。

ましたときには、英米仏等におきまして、それ／＼証券市場が相当活潑に動いておりました。そして応募者は大体個人であつたのであります。そのときの状況がずつと終戦後におきましても続いております。個人がうんと持つておる、こういふことに相なるるかと思ひます。しかしそれがその後どこへ移りましたか、遺憾ながら日本側では、まだいわゆる債権者団体と交渉が始まつておらない段階でありますので、まだどうなつておるか、今のところはつきり申し上げかねる状況になつております。

○深澤委員 そろすると大体国別にこの人が持つてゐるのか、そうしてこの国、たとへばアメリカならアメリカの人が持つてゐるらしいが、一体その人はだれなのかさつぱり見當がつかない。しかし四億四千八百萬ドルという外債があることは間違いない。その支拂いの責任は日本にある、こういう状態の中で、この外債の処理を法律案にしてやつてやろうという、まことに御親切な態度に出ているわけですが、どうもわれ／＼は債権者も明確でない、どこの国の人が所有しているかわからない、それなのにこれだけ歴大なものを何とあつて支拂つてやろう、その準備をしようという、これは少し早過ぎのじやないかというふうに考へるのですが、その点はどうですか。

○石田政府委員 四億四千八百萬ドルという数字、今度の法律案に直接関係する部分というものは、先ほど申し上げましたように、この数字ではないわけです。その点は私の御説明が悪かつたらもう一べん申し上げます。

が、本法律案の対象となりますのは、元本が生き返るために、それと合せた利が生き返るものが千八百萬ドル、それから利札だけ生き返るものが千八百萬ドル、こういうことになりまして、その数字が他の現存しておりますもの、すでに生きておるところのもの、従つて今後日本政府として何らかの措置を要するものを合せますれば、四億四千八百萬ドルにならうか、こういうこととございます。なお四億四千八百萬ドルは、今度の法律案におきまして、どうしようというふうなことを規定しておるわけでは全然ないわけです、その問題は別途交渉される。と申しますことは、本法律案におきまして三千六百萬ドルないし三千七百萬ドルのものが、かりに生き返るといたしましても、それは生き返るといふだけのことでありまして、どう処置するかというところは、別途またきまるのである、こういうこととでございます。

○夏堀委員 次に請願及び陳情書を一括議題といたします。請願及び陳情書につきましては、小委員会を設置して審査を進めて参りましたが、この際小委員長の審査報告を聴取いたしたいと存じます。請願及び陳情書審査小委員長佐久間徹君。

○佐久間委員 ただいま議題となりました請願及び陳情書について、小委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。ただいままでに本委員会に付託された請願件数は百七十二件、陳情書件数は七十件でありまして、明十九日小委員会を開催し、慎重に審議いたしました結果、請願中百五十六件を採択の上

内閣に送付すべきものと決し、また陳情書についてはこれを了承すべきものと決しました。なお請願中日程九六、旧軍港市転換法による転換地域の再接収反対に関する請願については、特にその緊要性にかんがみ、小委員会において議決することは不適当と認め、本委員会において議決すべきものと決した次第であります。右御報告申し上げます。

○夏堀委員 請願及び陳情書につきましては、小委員長の報告の通り決定するに御異議ありませんか。

○夏堀委員 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

○夏堀委員 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。それでは次に宮原幸三郎君外五名紹介の旧軍港市転換法による転換地域の再接収反対に関する請願を議題として、まず紹介議員の紹介をお願いいたします。

○宮原委員 紹介議員として御説明申し上げます。本請願は、先刻開会前に特に委員長の御許しを得まして、横須賀市長から概略の御説明がありました通りでございます。本年九月七日に突如として米陸軍の兵站部のために、再接収の内命の下調査とかいふのもつて、横須賀にそれ／＼の政府機関を通して照会があつたので、業者は晴天の霹靂のごとく驚いた次第であります。この対象となつております追浜地区の業者は、現在二十二会社あります。本問題の重要性は、第一に考へなければならぬ点は、この二十二会社、工場というものは、終戦後横須賀海軍基地司令部の強力なる誘致、指導、援助、奨励により

まして、育成せられたものであるという点であります。もとより業者の自発的進出意欲が旺盛であつたからでもありましようが、歴代の司令官は全力をあげてこの二十二会社、工場の育成に努力を続けられ、現にその情勢は一層強化されているという現状なのであります。

第二に考へなければならぬ点は、横須賀市にとりまして、この会社、工場はまことに経済的に中心的役割を果しておるといふこととあります。その投資額は、資本、施設すべての投資額合せてすでに五億圓以上であり、年生産額は二十億圓以上に達し、関係従業員一切を合せて一万人以上にもなり、敷地は十萬坪以上の敷地であり、敷地の事業の種類は各種各様であります。その一種の工場デパート的存在をなしておりまして、横須賀市といたしましては、追浜地区の事業の盛衰ということが、横須賀市の経済的、政治的、社会的方面を左右するといふのが現状なのであります。まことに重大な問題になつておるのであります。

第三に考へなければならぬことは、二十二会社は単一工場であつて、これは他の会社、工場の支店、出張所的また分工場的存在ではないのであります。ここで再接収になりますれば、再起は不能であり、その会社、工場というものは破産をしなければならぬことに相なります。

また第四の点は、その従業員の数、関係従業員、下請関係者合せて一萬以上にわたるのであります。これは地元住民を便役しておるのでありますから、再接収のあかつきには、これら全部が失業いたします。その家族を

合せると莫大な失業者を出すというところに相なるのであります。まことに労働、社会問題として看過することのできない点であります。

こういふ点を考慮に入れますと、本件は横須賀市としての重大問題であります。しかし単に横須賀市の重大問題だけでなく、かかる再接収が行われるということは、昨年制定せられた旧軍港市転換法に対する逆行であつて、旧軍港市全体の問題である。私も旧軍港市関係議員六十四名で、旧軍港市転換促進議員連盟というものを結成いたしておつて、この旧軍港市転換の促進、完成につきましては、今政府に對して十分その施行上についての監視をいたすだけでなく、地元におけるのであります。この議員連盟の立場から、この成行をまことに重視いたしておるのであります。なおこれはある意味において、全国各地に同様な問題が起つておるのかごく仄聞するのでありますから、小委員会におかれて、これを本委員会に重大問題としてお出しなるといふことは、まことにその當を得たことであつて、当然のことであるかと私は考へるのであります。こういう重大な請願でありますから、横須賀市長だけでなく、市議会の議長、商工会議所会頭、横須賀工業倶楽部、追浜工業会、これら五団体がこぞつて一致して、この請願をなされたわけでありまして、本日もこの委員会に、痛心の余りにこゝに傍聴に来ておられることは、皆様ごらんの通りであります。

追浜地区の業者は、終戦直後横須賀海軍基地司令部の勧奨によりまして進

七

木欄の利益を十分考慮するという言葉、その利益という意味が、この再接收が実現した場合の補償によつて、その損失を補填するといふ意味合いにおいて、利益を考慮するといふ意味ではないと思ふのであります。それで、まことに困るのであります。そこで外務事務当局に伺いたいのですが、横須賀海軍基地司令部から、本件について総司令部に何かの働きがなされてくるかのごとく、われ／＼は何つております。外務当局はその件について何か関知せられておりますか。さしつかへない限り、ここで御発表できれば御説明を伺いたい。

○田中説明員 たいだいの件につきましては、海軍基地司令部からは確かに総司令部に、正確に申しますと総司令部のG-4であります。海軍としての見解が申し進められ、そのような書類が出ています。ただこの計画の計画は、駐屯軍全体としての計画でありますので、言うまでもなく決定権は総司令部にあるわけでございます。

○宮原委員 地元の横須賀の市長から総司令部に対して、直接陳情書が出ています。事実がありますが、これに対して総司令部は、ある程度の意思表示を、回答の形で何か文書をもつて発せられているように聞いております。外務当局は本件について何かお聞き及びがりますか。

○田中説明員 文書の回答という点につきましては、私はまだ聞いておりません。ただ総司令部の当局が、関係者からの陳情書を慎重に研究をいたしていることは事実でございます。従いまして当初の計画を、ある程度変更する

というところまでは来ておりませんが、先ほど申しましたように、新たに接收をする場合は、日本の国民生活に與える影響を十分考慮するといふ方針に基きまして、どういふ措置が日本側への影響を最小限度に食い止め得るかといふことの、具体的な研究であると思ふのであります。

○宮原委員 たいだいの御答弁は、さかふに落ちないのですが、総司令部から出されたたいだいの文書というものは、本件を批准直前に処理することなくして、行政協定によつてこれを処理する方針であるかのごとき意味合いが、その文書に盛り込まれているといふような解釈を、総司令部の某方面から私は確實に入手しておるのであります。外務当局が三箇所におたつて総司令部と御折衝を続けていられます。そして総司令部に御協力をなさつて、いろいろ労は多といたしますけれども、かかる重大な問題について、もう少し御認識を深められまして御処理が願ひたいのであります。そうでなければ、せつかくここに請願を取上げまして、われわれが声をからして政府にお尋ねをしたり、請願を紹介してみたいところ

で、かんじんの折衝に當る御当局の御研究がそんな粗雑なことであつては、私はまことに心細い感じがするのであります。私は、公表をはばかるのであります。私に、ことさらにここで公表はいたしませんけれども、外務当局が調べになればすぐわかることであらう。よくその文書を御研究になつて、もしもそれが私の得ております情報通りであつたとしたら、その意味合いでこの席で御答弁があつたらうと思ふのであります。でありますから、今後

においてもその文書等をお調べを願ひたいのであります。そのまゝでやるという御決心であるかどうか。事務当局にお伺ひしたのではあるが、筋違いかもいれないけれども、念のためにここに最後にお伺ひいたしておきたいのであります。

○田中説明員 この問題が行政協定で持ち越されまして、そのときに日米政府間の交渉の対象になるといふことは、私は存じておりません。もしもいふふいふな総司令部側の意思表示があつたといたしたならば、それはまことにけつこいなことだと存じます。で、外務省に帰ります。かようなことがあつたかどうかはよく調査をしてみたいと思ひますが、もしもそうであるならば、その方針に従つて努力をしたいと思います。

○高田(實)委員 先ほどから横須賀市長のお話を伺ひ、またたいだいの質疑応答を通じまして明らかにされましたことは、この問題は単に横須賀市の問題というよりは、非常に大きい、しかも非常に重大な問題であるといふことを痛感したわけですから、大臣がお話がないといふことは、先ほどもお話がありました通り、この審議にも非常に根本的な点でさしつかへがあると思ひますが、本日はやむを得ない用事だそうであり、また、次の機会にぜひ大臣を呼んで、こゝろの問題についての本政府のはつきりした態度、方針といふものを、われ／＼は明らかにしておかなければならぬと思ふのであります。特別調達庁長官その他に、この機会に、これらの点について、相当のはつきりした方針を持つてもらわなければ困ると思ひますので、念のために質

問したいと思ひますが、今問題になつております横須賀に例へば、こゝろいふふいふ重大なところを接收するといふのは、本年の九月の、しかもサンフランシスコ會議以後において、こゝろいふふいふものが出されるというやうなことは、大體現在占領軍として、占領目的は達成されたといふ前提に立つて、講和條約発効後九十日以内で撤退するといふことになつておるのであります。もしもこゝろいふ大きな接收等を申し出られた場合に、これが占領軍当局の占領目的達成上必要なものであれば、これは特別調達庁において当然やらなければなりません。もしもこゝろいふやうなものであれば、將來占領軍が撤退した後に新たに日本に駐屯することになるはずの外國軍隊の駐屯軍の必要のための施設であるといふことであれば、これはもう特別調達庁において扱ふ筋合いのものでなく、当然今日交渉の過程にあると伝えられている行政協定において明確化された方法で、少くとも對等の立場でいふ／＼の問題について折衝する。日本がお願いして外國の軍隊にいらぬのであります。日本が必要といふことが、駐屯軍の必要と合致しなければならぬわけであり、また、日本國政府の意思に反して押しつけられるといふことは、ない性質のものでなければならぬわけですから、この切りかえ時でありますから、その間の事情を明確にして、そして日本政府としましては、これに対して明確な態度で臨むといふ基本方針を堅持されなければ、國會において今回の兩條約が不幸にして可決され、批准され、成立しているといふ建前上、今後この折衝に當る責任ある政府の態度が

ぐら／＼であつては、かりに行政協定で、兩者對等で今後の駐留軍についてのいふ／＼なことが折衝される建前になつておつても、事実上はほとんど自由な基地をどこでも設け、また自由にどういふものでも接收でき、ほとんど日本としては、將來においても何も言えないといふやうなことになる。これは危険性が多分にある。従つて私はこゝろいふやうな問題が起きました場合に、政府当局は今までの、占領軍の命令をただ聞いて執行するといふ立場に立つては、それは、それは今後の駐屯軍の必要に基くものを、現在やるのではないかとどういふ点について、率直にこれを占領軍当局に質問し、納得の行くやうな説明を求め、そしていふ／＼もこゝろいふさかの了解に苦むよ／＼な点があれば、堂々と要求すべきところを要求するといふ態度でなければ、今日からの行政協定の折衝などは政府にはまかせられない。この問題について先ほどからの御説明を聞きまして、何だか今までと同じやうに、不本意ながらどうもやむを得ないやないかといふやうなことで、日本側、日本國としての国民生活の問題、あるいは平和的な横須賀の復興といふことについての要望を出してやつておるといふ、確固たる気魄が全然見えなるといふ、これではせつ／＼市当局その他が相当力を入れて熱烈な叫びをあげておられる、この國會の問題になつておられるこの重大な問題につきまして、先行きが非常に案ぜられるわけであり、また、政府当局としまして、今後この問題について明確な態度をとつて、あくまでもその間の不明朗なところを明らかにして行くといふことで、進んで行

かして行くといふことで、進んで行

のを設けて処理されて参つておると思いますが、このたびの問題につきましても、一応はこの旧軍港市固有財産処理審議会にかけられて、対策を講ぜられるという事も、一つの法にきめられた道であると思われる。は考へるのでありますが、こういう審議会にかけてこの問題を処理されているか、いなか。直接的に軍命令という形で、旧軍港市転換法によつて規定された手続を無視してやられておるのかどうか。その点をひとつ伺いたい。

○小林説明員 旧軍港市転換処理委員会のことにつきましては、最近開く予定になつておりますが、その下に実は幹事会というものがあつて、各軍港市の関係の方と大蔵省も出まして、いろいろこの問題につきましても、外務省それから私の方で折衝し、いろいろ幹事会で審議し、またいろいろ相談しているわけでありませう。それまた審議会が開かれるようなときに、この問題を御相談いたしたい、こう考へております。

○深澤委員 こういうことはまことに事務当局の怠慢であると考え。一応旧軍港市転換法によつて、その審議会によつて処理がされて、そうしておちついているものに対して、今度はそれに逆行するような再接収命令が出たという場合に、まず第一審議会にかけて対策を講ずべきであると思ふ。事務当局だけがいろいろ努力されておることはよくわかります。

○委員長退席、奥村委員長代理着席
わかるけれども、一応日本の法律によつて定められた審議会があるのだから、この審議会にかけて、そ

うしてこの審議会を十分動かしてこの処理に當るといふことこそ、われわれは日本の法律を運営する皆さんの当然のべき態度であると思ふ。また今後幹事会だけで相談した。また今後開く機会があるならば、審議会にかけましようというよりな御答弁は、まことに私は責任のない御答弁だと思ひます。まず第一審議会にかけざるべきであると思ふ。その点についての御見解を、もう一べん伺ひたいと思ひます。

○小林説明員 追浜地区の問題のところについては、まだ旧軍港市転換法によつて処理したものはございませう。しかしお話のありましたように、そういう重要な問題でありますので、近く開かれる予定になつております審議会の方に、いろいろ御意見を承るといふことになつたと思ひます。

○深澤委員 今追浜地区の問題については、旧軍港市転換法によつて処理したものでない、こういうことであります。まことにわれわれは不思議に思ふのであります。どうしてそれはこの旧軍港市転換法によつて処理しなかつたのか。

○小林説明員 旧軍港市転換法によらなかつたのではなくて、今後旧軍港市転換法に基きまして、審議会に諮問するということになつておりますが、まだその方の売拂いと申しますが、その方の申請が出ておらないということになつております。

賀市自体に対しては、旧軍港市転換法の適用が行われているわけでありませう。そうすると、当然この法律の発効と同時に、今まで処理されて参りました固有財産関係に対する問題は、この法律によつて急速に処理しなければならぬ。それにもかかわらず、一箇年間経過しても、まだ申請がないから処理されていない、こういうことでは、一体法律の運用というものが、まことにわれわれが了解するに苦しむのであります。これは関係者が申請をしなれば、この旧軍港市転換法というものは全然運用されるものではない、申請がなければ永久にこの法律は死文にひたしやうなものになつてしまふのであつか。やはり政府として、当局として、これを具体的に運用するということに努力をすることが、必要じやないかと考へるのですが、一体これはどういふことになるのですか。

○小林説明員 旧軍港市転換法の第四條であります。それによりまして実務的な問題といたしましては、売拂いの処分をする。そうして延納の期間を認めるというのが実務的なものであります。精神的なものとしては、すでにいゆる一時使用という形におきまして適當だ、それからまた要望のあつた方に施設を使つていただくということになつておりました。実務的な問題としましては、すでに旧軍港市転換法の精神的なものはやつておるわけでありませう。ただ形式的な法律に言ひ、いゆる譲渡処分という問題についてのもの、まだ済んでおらないということになつております。

○奥村委員長代理 これをもつて休憩いたします。午後は二時から開会いたします。

午後零時五十七分休憩
午後二時三十分開議
○夏堀委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

未復員者給與法等の一部を改正する法律案、旧外債償還法による借換外債償還の証券の一部の有効化等に関する法律案、昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案、及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案の四法律案を、一括議題として質疑を行います。

○佐久間委員 ただいま提案になつております旧令による共済組合等から年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案につきまして、二、三質問をいたしておきたいと思ひます。

本法案は共済組合の年金受給者に対する年金の額を、新給與水準まで引上げようとするものでありまして、また国家公務員共済組合法施行前の公務員に基因する年金についても、同様に増額しようとする、まづたく温情あふるる法案であるのであります。そこでお尋ねいたしたいことは、政府はせつかくかよりあなたたかい氣持をわけ與えようとする一面に、手続上のわずかの手違ひを冷酷に取扱つておることは、まことに遺憾に存じます。すなわち旧陸軍共済組合員で二十年以上永年勤続者でありながら、終戦の際に年齢が年金受給資格に達しないために、この恩典によくさないでおる者があるのであり

ます。これらの者に対して旧海軍共済組合員及び国家公務員共済組合員同様の資格を與へてもらいたい、こういう熱願がなされておるのであります。が、これに対して御所見を承りたいと思ひます。

○岸本政府委員 ただいま御質問のございました旧陸軍共済組合の組合員でありまして、たまた終戦時におきまして、年齢が四十五才に達しなかつた。それがために今回のこの特別措置法の適用に相ならなかつた方々の措置を、どう考へるかという御質問でございます。こういう方々に対しては、終戦といふ、いわば組合員の方々にとつて、将来の希望を打ち砕かれた。特に多年にわたつた、老後の生活の安定を目的にいたしました、掛金を蓄積したして参つたわけでありませう。その希望が失われてしまつたという事態に對しては、まことに御同情にたえないところでございます。ただ政府とい

たしまして、この特別措置法を適用いたします場合に、どの範囲までの組合員を対象として考へるかということにつきましては、いろいろ考へたわけでございますが、ただいま御指摘になりましたような事例は、他の外地の旧令共済組合の場合にも同様の事例がございませう。勤続年数のほか厳格な年齢制限をやつておる組合も若干ございませう。そういう年齢制限があつたために、たまた終戦時において受給資格がなかつたという方々まで、取入れるということになり

ますと、どこまでで線を引いていいかということが、非常にむずかしい問題でございます。逆に年齢制限の方の條

正する法律案、昭和二十六年度における給與の政訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案、及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案、以上三案につきましても質疑も十分行われたことを存じます。また、この際質疑打ち切りをいたしたいと存じます。

○夏堀委員 ただいまの奥村君の動議のごとく決定するに、御異議ありませんか。

○夏堀委員 御異議なしと認め、右三法律案につきましても、質疑を打ち切ることいたします。

それでは未復員者給與法等の一部を改正する法律案を議題として、討論に入りたいと存じますが、本案については修正案が提出されておりますので、まず提出者より修正案の趣旨説明を聴取いたします。提出者奥村又十郎君。

○奥村委員 ただいま議題となりました未復員者給與法等の一部を改正する法律案に対する修正案について、提案趣旨の説明を申し上げます。

未復員者が死亡した場合において、その遺族に支給するところの遺骨引取り経費は、現在死亡者一人当たり二千二百円となつております。これは遺族二人分に対する宿泊料、日当及び鉄道運賃を、国家公務員の旅費に準じて算出したものであります。しかるところ御承知の通り鉄道運賃は、去る十一月一日より約二割四分の引上げを見ることとなつたのであります。これに伴いまして遺骨引取り経費のうち鉄道運賃に相当する部分は、当然改訂されるべ

きものであつたと考えられるのであります。本改正法律案中にはこれに関する規定を欠いておるのであります。よつてこの際遺骨引取り経費を二千二百円より二千三百円に引上げて、右欠陥を是正いたそうとするのが本修正案の趣旨であります。なほ本件修正に伴う予算増額は約四十万円の見込みであります。この程度の増額は未使用範囲内において十分まかなうことができるものと考えられる次第であります。

何とぞ御審議の上、御賛成あらんことを希望いたします。

○夏堀委員 修正案の趣旨説明は終了いたしました。

これより原案及び修正案を一括議題として討論に入ります。

○奥村委員 ただいま議題となりました未復員者給與法等の一部を改正する法律案及びその修正案につきましても、討論を省略してただちに採決に入られんことを望みます。

○夏堀委員 ただいまの奥村君の動議に御異議ありませんか。

○夏堀委員 御異議ないようでありますから、本案につきましても討論を省略してただちに採決に入ります。

○夏堀委員 日本社会党三派共同提出の修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を願います。

○議員起立

○夏堀委員 起立議員。よつて本修正案は可決されました。

次に本修正案の修正部分を除いた原案に賛成の諸君の起立を願います。

○議員起立

○夏堀委員 起立議員。よつて本修正案は可決されました。

次に本修正案の修正部分を除いた原案に賛成の諸君の起立を願います。

○議員起立

○夏堀委員 起立議員。よつて本修正案は可決されました。

○夏堀委員 起立議員。よつて本案は奥村君提出にかかる三派共同提案の修正案のごとく修正議決されました。

次に昭和二十六年度における給與の政訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案、及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案の両法律案を一括議題といたします。

○奥村委員 ただいま議題となりました両法律案につきましても、すでに質疑も打ち切りとなつておりますので、この際両案につきましても、討論を省略してただちに採決に入られんことを望みます。

○夏堀委員 奥村君の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

○夏堀委員 御異議なしと認め、右両法律案につきましても討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○夏堀委員 御異議ないようでありますから、本案につきましても討論を省略してただちに採決に入ります。

○夏堀委員 日本社会党三派共同提出の修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を願います。

○議員起立

○夏堀委員 起立多数。よつて右両案はいずれも原案の通り可決されました。

したいと思ひます。

この法律に外貨債と称せられるものと、それから現在の一切の外貨債、その大体の金額はどのくらいになるか、お尋ねいたします。

○石田政府委員 いわゆる外貨債と申しますものにつきましては、一番初め発行いたしましたときには、その券面額を合計いたしますと、米貨に換算いたしまして、大体八億二千二百万ドルぐらゐの額に相なるかと思ひます。それが外貨債によりましていろいろの処置をいたします直前の数字は、五億八千八百万ドル程度に減つて来ておつたのであります。そうしてその五億八千八百万ドルのうち、旧外貨債処理法によつて処理せられました元本額は、大体三億二千万ドルばかりであつたかと思ひます。従つてそれを差引いたしりもの元本として現在残つておる、こゝろの關係になるわけでありませう。しかるにこの旧外貨債処理法によつて処理いたしましたものにつきましても、日本側の考えによつて処理いたしましたので、その扱ひが安当でなかつたと思われものがございませう。それが本法律案の対象となるものでございませう。これが米貨債と米貨債とございませうが、元本額で申しますと、米貨債の方が八百七十七万ドル、英貨債の方が七十五万一千ポンドでございませう。これをドルに換算いたしますと、千四百一十一万ドルと相なるわけでございます。本件が処理されることに相なりますと、今後政府が処理しなければならぬものの対象は、元本額といたしましてはそれだけ増加する、かやうに相なるわけでありませう。

○奥村委員 ただいまの御答弁によりますと、旧外貨債処理法によつて処理されたものは三億二千万ドルで、この法律による外貨債、すなわち不当に処理されたと見られるものは、総額で千四百一十一万ドルといたしまして、約三億ドルといふものの処理は、旧外貨債処理法によつて、どういふ方法によつて処理されたのか。

○石田政府委員 旧外貨債におきましては、発行者が自分で持つておりましたものは償却してしまふ。これが一つのカテゴリーでございます。それからもう一つは本人の承諾を得まして、それによつて外債を邦貨債に借かえさる。こゝろのことをいたしたわけでありませう。ところが当時の事情といたしまして、本人の承諾をとりますのにおいて、確実でなかつたといふものが一部ございませう。それからまた本人の同意は得られなかつたといふものもございませう。また本人、質権者の同意は得たのだけれども、しかしながらその証券が外国にある。その外国にありますが分につきましては、内地にあるものとは違ひまして、いわゆる償却手続が済んでおらぬわけでありませう。外地にありますが分についても、これはいろいろと穴を明けましたり、抹消をいたしましたりすることに努力いたしましたのでございませう。しかしながら穴が明かす、抹消ができなかつたものがあるわけでありませう。こゝろのものは向うにあるものが転々流通する、無記名証券でありますから、こゝろの性質のものであります。そういうものに対して日本は邦貨債を渡したから、これは無効だといふ建前をとつておたわけでありませう。その部分

が本件といたしましたは、比較的多い
という事に相なるかと思ひます。

○奥村委員 そういたしますと、本法律案におけるところの外貨債というものは、現在すべて外地にあるものである。また現在外地にあるものすべてを外貨債というのか、その点をお伺ひいたします。

○石田政府委員 本法律案の対象としたしております証券は、外貨債につきましては、全部海外にあるものであります。それからなお今申し上げました数字は、穴明け、抹消等ができなかつたものの全部の数字を大体申し上げておるものであります。その中に所有者の承諾を得なかつたものもございますし、質権者の承諾を得なかつたものもございますし、それから質権者や所有者の承諾は得たけれども、依然残つておる、こういうものと大体三通りあるわけでありませう。

○夏堀委員長 それでは旧軍港市転換法による転換地域の再接収反対に関する請願を議題といたしまして、質疑を続行いたします。

○佐久間委員 ただいま議題となつた旧軍港市転換法による転換地域の再接収反対に関する請願につきまして、紹介議員より紹介説明を聴取いたし、政府当局の意見も聴取いたし、質疑も盡きたと思はれますので、この際本請願については採択の上内閣に送付すべきものと決定せられんことを望みます。

○夏堀委員長 ただいまも佐久間君の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○夏堀委員長 御異議がないようでありますから、本請願は採択の上内閣に送付すべきものと議決することに決しました。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時十分散会

〔参照〕

未復員者給與法等の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

昭和二十六年度における給與の改訂に伴う國家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

請願に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年十一月二十八日印刷

昭和二十六年十一月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所